

税 務 署 だ よ り

平成31年1月からe-Taxの利用手続きがより**便利**になります

マイナンバーカード



用意するものは次の2つ！

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダー

マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告できます。既にe-TaxのID(利用者識別番号)を取得している方もe-TaxのID・パスワード(暗証番号)が不要になります。

マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方は…

ID・パスワード方式



用意するものは次の2つ！

- ID・パスワード方式に対応した
- ① ID(利用者識別番号)
 - ② パスワード(暗証番号)

IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されますので、発行を希望される方は、**運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。**

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

※マイナンバーカード及びICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応です。

いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。



※タブレット端末からもご利用いただけます

スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます！

ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信すれば申告完了！(ICカードリーダー不要)
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票の添付書類は提出不要！(自宅で保管する必要があります)
- 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存！

※ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

平成31年(2019年)1月以降も、引き続き、従来の方式でもe-Taxによる申告書の送信ができます。

ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成31年(2019年)1月からマイナンバーカードとICカードリーダーを使って、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成30年1月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成31年(2019年)1月以降、e-Taxホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知(e-Taxでの申告履歴)や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。**
(国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。)